

# 坂出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（案）の概要

## 1. 趣旨

この条例は、番号法に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとしします。

### 《番号法 抜粋》

#### （利用範囲）

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関，地方公共団体，独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉，保健若しくは医療その他の社会保障，地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### （特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

## 2. 市の責務

市は、個人番号の利用および特定個人情報の提供等に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

## 3. 個人番号の利用

### (1) 独自利用事務

個人番号を利用する本市独自の事務（条例により法定事務よりも対象範囲を拡大している事務，法定事務に類する事務など）について，下記のように個別に規定します。

| 機 関     | 事 務                       |
|---------|---------------------------|
| 1 市長    | 福祉医療費の助成に関する事務            |
| 2 市長    | 外国人生活保護実施事務               |
| 3 市長    | 市営住宅等の管理に関する事務            |
| 4 市長    | 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付に関する事務 |
| 5 市長    | 社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する事務  |
| 6 市長    | 難聴児補聴器購入費用の助成に関する事務       |
| 7 教育委員会 | 児童・生徒の就学援助費の支給に関する事務      |
| 8 教育委員会 | 私立幼稚園の就園奨励費補助金に関する事務      |

(2) 庁内連携

市役所内の複数の事務間（ふくし課と税務課など）において、番号法に定められた範囲で特定個人情報の利用等を行う旨を規定します。

なお、独自利用事務については、利用等を行う特定個人情報の内容について、下記のように個別に規定します。

また、特定個人情報の利用により情報が確認できる場合の添付書類の省略についても規定します。

| 機 関  | 事 務                       | 特定個人情報  |
|------|---------------------------|---|
| 1 市長 | 福祉医療費の助成に関する事務            | (1) 地方税関係情報<br>(2) 医療保険給付関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報<br>(5) 中国残留邦人等自立支援給付関係情報<br>(6) 児童扶養手当関係情報   |
| 2 市長 | 外国人生活保護実施事務               | (1) 地方税関係情報<br>(2) 医療保険給付関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 児童扶養手当関係情報<br>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金等関係情報<br>(6) 特別児童扶養手当等関係情報<br>(7) 養育医療関係情報<br>(8) 児童手当関係情報<br>(9) 介護保険関係情報<br>(10) 自立支援給付等関係情報 |
| 3 市長 | 市営住宅等の管理に関する事務            | 地方税関係情報   |
| 4 市長 | 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付に関する事務 | 地方税関係情報   |

|      |                          |   |
|------|--------------------------|---|
| 5 市長 | 社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する事務 | (1) 地方税関係情報<br>(2) 医療保険給付関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 児童扶養手当関係情報<br>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金等関係情報<br>(6) 特別児童扶養手当等関係情報<br>(7) 養育医療関係情報<br>(8) 児童手当関係情報<br>(9) 介護保険関係情報<br>(10) 自立支援給付等関係情報 |
| 6 市長 | 難聴児補聴器購入費用の助成に関する事務      | 地方税関係情報   |

#### 4. 特定個人情報の提供（機関連携）

市の異なる機関（市長部局と教育委員会）において、番号法に定められた範囲で特定個人情報の照会・提供を行う旨を規定します。

なお、独自利用事務については、照会・提供を行う特定個人情報の内容について、下記のように個別に規定します。

また、特定個人情報の照会・提供により情報が確認できる場合の添付書類の省略についても規定します。

| 照会機関    | 事務                   | 提供機関  | 特定個人情報   |
|---------|----------------------|-------|--|
| 1 市長    | 外国人生活保護実施事務          | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療費関係情報  |
| 2 教育委員会 | 児童・生徒の就学援助費の支給に関する事務 | 市長    | (1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 医療保険給付関係情報<br>(5) 児童扶養手当関係情報 |
| 3 教育委員会 | 私立幼稚園の就園奨励費補助金に関する事務 | 市長    | (1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報   |

**5. 規則への委任**

この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定めるものとします。

**6. 付則**

施行日は、平成28年1月1日とします。